岡 障 第 2 3 号 平成21年4月13日

各指定障害福祉サービス事業者御中

岡山市障害福祉課

障害福祉サービス介護給付費等の請求について

平素より、岡山市の福祉行政につきましてご理解をいただき、誠にありがとうございます。さて、平成21年4月の岡山市政令指定都市移行に伴う変更点及び制度改正に伴う注意点等を別紙のとおりお知らせします。ご請求の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

記

# 別紙内容

- 1. 政令市移行に伴う「証記載市町村番号」の変更について
- 2. 政令市移行に伴う福祉事務所管轄の変更について
- 3. 平成21年4月制度改正に伴う注意点について

[お問い合わせ先] 700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館内 岡山市役所 障害福祉課 TEL 086-803-1235 FAX 086-803-1755

## 【1.政令市移行に伴う「証記載市町村番号」の変更について】

現在障害福祉サービスに係る介護給付費等を国民健康保険団体連合会へ電子請求していいただいているところですが、平成21年4月の岡山市の政令指定都市移行に伴い、請求に利用していただいている「証記載市町村番号」が変更となりますのでお知らせします。受給者証については、更新等の手続き時に順次変更となりますのでご注意ください。

※ 平成 2 1 年 3 月 サービス提供分までの旧証記載市町村番号 「3 3 2 0 1 5」

※ <u>平成21年4月サービス提供分から</u>の新証記載市町村番号 「331009」

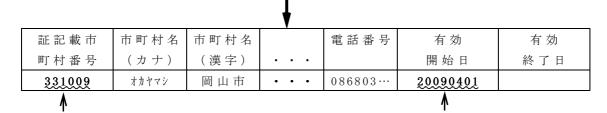
この番号の適用は、平成21年4月サービス提供分からになりますので、次回請求までに修正をお願いいたします。

国民健康保険団体連合会提供の電子請求受付システム (簡易入力システム Ver. 2) を利用の場合は、基本情報設定の市町村情報の修正を行ってください。

## [市町村情報の修正]

(1)

証記載市	市町村名	市町村名	電話番号	有効	有 効
町村番号	(カナ)	(漢字))		開始日	終了日
332015	オカヤマシ	岡山市	 086803	20070901	



①今までの市町村番号「332015」を新しい市町村番号「331009」に変更する。

2

- ②「有効開始日」を「20090401」とする。
- ③入力が終わったら「登録」ボタンをクリックする。
  - (※現在登録の受給者情報を引き続き使用するためには、新しい行に データを作るのではなく、現在の市町村情報を修正する必要がありま す。必ず現在登録のデータの市町村番号・開始年月日を修正してくだ さい。)
- ④岡山市の住所に区名が入りますので、市町村住所欄も合わせて修正をしてください。(修正していなくても請求に影響はありません。)

# (注意)

・国民健康保険団体連合会へ請求を行う際の**市町村番号が誤っている場合は、全請求データが返戻となります**ので、慎重な処理をお願いいたします。

# ・平成21年3月以前の請求を行う場合

市町村番号が異なっている場合、同時に請求情報を送信することはできません。まず、「331009」(平成21年4月以降)の請求情報を送信した後、「332015」(平成21年3月以前)を送信してください。

## 【簡易入力システムVer.2・入力手順】

・旧市町村番号用のデータを作成する必要があるので、市町村情報の新 しい行に旧市町村番号「332015」用のデータを下記のとおり作成して ください。

[旧市町村番号用の情報登録]

332015	主己生在生了之	<b>坦</b> 風山市	*****	086803:::	20070901	20090331
町村番号	(カナ)	(漢字))			開始日	終了日
証記載市	市町村名	市町村名		電話番号	有 効	有効

- ・まず、平成21年4月以降の請求情報を送信します。
- ・平成21年3月以前の請求を行う受給者の**受給者情報の修正**を行いま す。

支給市町村情報 「岡山市」 (331009)→「旧岡山市」 (332015)

- ・平成21年3月以前の請求情報を送信します。
- ・請求終了後、**該当者の受給者情報の支給市町村情報を元に戻します**。 支給市町村情報**「旧岡山市」(332015)→「岡山市」(331009)**

# 【2.政令市移行に伴う福祉事務所管轄の変更について】

平成21年4月の岡山市の政令指定都市への移行に伴い、一部管轄福祉事務所が変更となる受給者の方があります。

旧西福祉事務所管轄の方で、**復南中学校区・** 責備中学校区</mark>の方は、担当福祉事務所が、北区中央福祉事務所に変更となります。受給者証は引き続き現在のものを使用していただき、次回更新等手続き時に受給者証番号及び担当福祉事務所の記載を変更します。手続き後は、受給者証番号が1ではじまる10桁の数字(「10000\*\*\*\*\*\*」)に変更になりますので、請求の際にはご注意ください。ただし、更新等手続き前でも担当福祉事務所は、平成21年4月から北区中央福祉事務所に変更となります。(該当の方には、別途通知しています。)

# 【新連絡先】

北区中央福祉事務所 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 (岡山市役所本庁舎南側 保健福祉会館内1階) 電話番号 086-803-1209

#### (参考)

※該当の方は、受給者証番号が50ではじまる10桁の数字で、 (「50000\*\*\*\*\*)

住所が、岡山市今1丁目~8丁目、今保、今村、大内田、川入、北長瀬、北長瀬表町1丁目~3丁目、久米、下中野、白石、白石西新町、白石東新町、辰巳、田中、問屋町、中仙道、中撫川、撫川、西長瀬、西花尻、庭瀬、納所、延友、花尻、花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻みどり町、東花尻、平田、平野となっている方です。《住所が下中野でも、番号が6で始まっている方は、引き続き南区南福祉事務所(旧南福祉事務所)が管轄となります。》

#### 【3. 制度改正等に伴う平成21年4月からの変更について】

## 〇共通

#### • 報酬改定

報酬単価が一部変更となっています。利用者負担額が変更となる場合は、負担額徴収の際に、利用者に説明を行っていただくようお願いいたします。

#### · 上限管理事業所

上限管理加算の対象が拡大されます。他事業所の利用があり上限管理をおこなった場合は、上限管理の結果にかかわらず全て加算の対象となります。ただし、必ず届出が必要となりますので、今後新たに上限管理を開始する場合は、担当福祉事務所に届出書を提出するよう利用者にご案内ください。

# 〇居宅介護・重度訪問介護・行動援護・サービス利用計画作成

特別地域加算が新設されています。対象地域は、下記のとおりとなりますので、下記の住所の方にサービス提供される場合は、必ず加算の請求を行ってください。

## (対象地域)

岡山市大島 (東区福祉事務所)・畑鮎・金山寺 (北区中央福祉)・山上・石妻・杉谷 (北区北福祉)・御津全域・建部全域

## ○施設入所支援・GH・CH・旧法入所施設

入院・外泊報告書を現在提出していただいてますが、国民健康保険団体連合会へ送付のデータで入院・外泊状況について確認をしますので、平成21年4月以降のサービス提供分については、報告書の提出を不要といたします。引き続き、国民健康保険団体連合会へ提出する実績記録票に正確な実績の記載をお願いいたします。

#### $OGH \cdot CH$

体験利用にかかる報酬が追加されます。体験利用についても、本支給決定同様、支給決定が必要となりますので、体験利用者には、事前に福祉事務所等で申請をおこなうようご案内ください。